

野生動物をめぐる 環境倫理やアニマルウェルフェア

東京大学名誉教授 鬼頭 秀一

1 1970年代に出現した環境倫理と動物倫理には、人間中心主義の克服という共通理念があった

1960年代から70年代にかけて環境問題が世界的に大きくクローズアップされた中で、環境倫理学が成立し環境倫理という考え方が出現した。象徴的なのは、1967年にリン・ホワイト・ジュニアが『サイエンス (Science)』誌に、「現在の生態学的危機の歴史的根源」というし、論文を発表し⁽¹⁾、現在問題になっている環境危機の歴史的根源は有史以来、最も人間中心主義的な宗教である、ユダヤ・キリスト教的世界観にあると書いたことである。このことから「人間中心主義」の克服は、環境思想や環境倫理の中心的テーゼとなった。そのことから、「動物解放論」や「動物の権利」という考え方も提起されるようになった⁽²⁾。

しかし、注意しなければならないのは、動物解放論は、商業的畜産や動物実験の現代的なあり方に対して提起されたものであるということである。このことから敷衍して、ペット（コンパニオン・アニマル）や動物園などの問題にまで議論されるようになったが、つまり、この動物に対する倫理の対象は野生動物ではなく、人間によって飼育されたり、管理されていたりする動物なのである。現在、環境倫理とは別の枠組みで議論されている動物倫理も基本的には、「動物解放論」や「動物の権利論」の枠組みの中で議論されていると言っていい。前者は、選好功利主義の立場から、動物の幸福あるいはその対極としての苦痛や痛みを理論の中心に据えて、功利主義的な最大多数

の最大幸福、あるいは最大多数の苦痛や痛み可能な限りの最小化が課題になっているし、後者は、人間の自然権を人間以外の生物にまで拡張、配慮されるべき存在として捉えて議論を展開している。

2 野生動物をめぐる個体に対する倫理は、生態系保全の環境倫理と対立する

動物解放論や動物の権利論と環境倫理学とは微妙な関係にある。前者は人間中心主義を脱して人間だけは特別であるという種差別を排し、対象の動物に対してどのように「配慮」すればいいのかという問題提起はするが、それはあくまで、基本的には個体に対する倫理のあり方である。しかし、生態系全体に対してどのような形で捉えるべきかという倫理のあり方とはすれ違う点も多々ある。

例えば、北海道の道東地区には国立公園や世界遺産など保護されるべき生態系の自然が残っているが、エゾジカによって希少種の植物が捕食されたり、また自然再生事業に伴う森林の回復においてエゾジカの生息数の増加が大きな課題になっていたりする。このように、動物の個体に対する倫理のあり方が、生態系の保全や再生という環境倫理の理念と抵触することもある。外来種の管理においても同様な深刻な問題が出現している。生態系保全や再生に関する環境倫理と対立する外来種の個体に対する倫理から、殺生するべきではないということを主張する人たちも多く存在する。メディアなどにおいても、外来種はそもそも人間に問題があり、人間が勝手に導入したのに、今度は生態系保全のために殺生するというのは可哀想だ、という「動物愛護」の観点からのコメントが必ず添えられるのが現状だ。

3 1980年代の環境倫理学と動物解放論の論争

環境倫理学者のJ・B・キャリコットは、1930年代にウィスコンシン大学で野生生物管理講座を開設したアルド・レオポルドの環境倫理の考え方を継承していると自認し、「ランド・エシク」を基礎とした全体論的な環境倫理学を提唱した⁽³⁾。彼は、1980年に「動物解放論—三極対立構造」という論文を書いて、動物解放論を批判している⁽⁴⁾。環境倫理学は動物解放論と、

人間中心主義的倫理に対しては共同戦線をはっているが、両者は根本的な点で対立しており、対立図式は三極関係になるというのである。動物解放論は権利主体の条件として苦快を感じる感覚能力を挙げて動物の権利を主張しているが、近代の個人主義の根本原理には触れておらず、そういう意味で、原子論的な思想の域を出ていない。それに対して、アルド・レオポルドが提唱した「ランド・エシック」は土地 (land) という生命圏共同体を重視しており、それに対する影響効果によって倫理的質を決めていくという、全体論的な捉え方をしており、その点で動物解放論と対立しているのである。動物解放論で特に主要な議論の対象になっている動物は、家畜や実験動物であり、生命圏の中に存在している野生動物とは異なる対応をすべきという指摘や、また、感覚能力さえ持たない植物、さらには川や山などの自然物が道徳的に尊重する範囲に入っておらず、生命圏の生態系全体に及ぼす影響やその中の生物や無生物の関係に関心が低いといった指摘を環境倫理学では主張している。その環境倫理学に対抗し、動物の権利を主張する立場として、トム・レーガンは、1983年に、著作『The Case for Animal Rights (動物の権利擁護論)』の中で、個別の動物をさしおいて、種や、生態系のようなシステム全体を倫理の対象として保護しようとするのは「環境ファシズム」であるとして反発している⁽⁵⁾。もっとも、動物解放論を唱える選好功利主義者であるピーター・シンガーと違い、トム・レーガンは、自己意識を持つ動物以外の生物に関する権利の擁護については判断を保留している。

配慮する対象として動物の倫理を主張することは、あくまで、近代的な個人概念や権利概念にある程度則った形で、人間とまったく同等ではないにしても一定の権利を認めようとしているのに対して、生態系を全体として捉える環境倫理は、必然的に、近代個人概念や権利概念をも乗り越えて考える必要があることがわかる。

「環境ファシズム」ということに関しては、環境の問題を全体論的に捉えることと、その倫理的なあり方に関して、J・B・キャリコットも、またトム・レーガンの方にも誤解があるように思われる。このことについては、長崎浩が2001年に『思想としての地球：地球環境論講義』の中で論じていることが重要である⁽⁶⁾。彼は、「土地＝地域生態系」を全体性と安定性の中で捉える際、土地に対する利害関心に技術的に対応して全体的に捉えるという生態

学的な方法と、土地を土地共同体として倫理的に捉える方法とを区別すべきだとしている。つまり、土地に働きかける際、生態学的に、全体論的な形で技術的に対応することが、倫理的には正しいあり方であるという、一種の技術倫理的な形で問題を捉えている。実際、アルド・レオポルドは、従来の、狩猟鳥獣（「獲物」）であるシカの個体数を、シカの捕食者であるオオカミを駆除する個体数で管理するという、オオカミとシカのそれぞれの個体数の二項だけで捉える「獲物の管理学」から、オオカミとシカも含めた生態系全体の中で狩猟鳥獣の管理のあり方を考える「野生動物管理学」へと問題の捉え方を技術倫理的に発展させた。また後年は、プレーリーの自然再生事業も展開していることから、地域生態系を生態学的に全体論的に捉えることが、技術倫理的に望ましいあり方だと確信して、「ランド・エシック」という環境倫理を1940年代に提唱したのである⁽⁷⁾。これは、J・B・キャリコットが論じたような、人間の生態系における倫理的あり方が全体論的（これが「環境ファシズム」と批判を浴びた）ということではないのである。「環境ファシズム」という形の批判も含めたこの論争は野生動物との関係を考えるにあたって本質を外してしまっているのではないかと思う。

環境倫理の立場からすると、地域生態系を全体論的に捉え、それに対して倫理的にどうあるべきか考えることが求められる。野生動物の個体に対する倫理的配慮という考え方はもちろん蔑ろにはできないが、地域生態系全体に対する倫理的なあり方と衝突する場合には、それを凌駕して個体としての野生動物に配慮すべきだという倫理的な立場の根拠は存在しない。そもそも動物解放論や動物の権利論の対象となっている動物は人間に管理されている動物であることから、その論理を野生動物に拡大して考えることは困難なのである。

4 環境正義の時代における野生動物に対する倫理と環境倫理の新しい関係

野生動物保護の考え方は、しばしば当該地域のコミュニティの人たちと衝突してきた。実際、「要塞型」といわれる野生動物保護では、狩猟を含めた当該コミュニティの営みや文化を否定し、往々にしてそこに住む人々を排除して、サンクチュアリ（保護区）などが設置されることが多かった。

しかし、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)の頃から、先住民族による野生動物を含む自然の持続可能な利用のあり方を権利として尊重するべきだという「環境正義(environmental justice)」の考え方が大きく台頭し、環境倫理のあり方も、従来のように、人間と自然を切り離して対立的に捉えるのではなく、人間と自然の関係のあり方を問い直し、持続可能な開発のあり方を希求するものへと変化してきた⁽⁸⁾。野生動物の保護のあり方も、人間と自然を対立的に捉えてその関係を遮断する「要塞型」ではなく、当該地域の地域生態系だけでなく、そこで今まで続けられてきた、狩猟も含めた人間の営みや文化のあり方も重視する、community conservationのような考え方も出てきた⁽⁹⁾。

2015年に国連で採択された「アジェンダ2030」とその中核にある「持続可能な開発目標(SDGs)」には、陸域・海域の自然生態系の保全だけでなく、公正や正義に関わる項目も含まれていて、それらを統合的に捉えて実現していくことが謳われている。リオ・デ・ジャネイロの地球サミットの頃に確立してきた「環境正義」の考え方が集約され、結実したと考えられる。

野生動物との関係性に関しては、個体としての配慮というよりも、地域生態系全体を考えて保全するという考え方が基本になっている。そして、当該地域における地域住民やコミュニティとの関係性を重視し、従来のコモنزによる統治を重視しつつ持続可能な関係性を構築するための理念も重要になってきている。

もっとも、野生動物との関係性に関しては、個体としての動物に対する配慮のあり方を重視し、また、人間との関係性より、野生動物の保護や配慮を原理主義的に捉える考え方もまだ社会に根強く残っており、そのことをベースにして動物倫理を主張する人たちもいることから、関連の問題の解決のためには、その当該地域の住民の営みや文化にも配慮しながら、それらの対立する考え方を擦り合わせていくことが重要であると思われる。その際にも、それぞれの考え方の基礎にあり前提となっている原理がどこにあるのかも踏まえて擦り合わせていくことが求められている。そのために、それぞれの考え方の違いを構造的に可視化した概念図を図1で提示する。その見取り図を参照枠として参考にしながら、異なる考え方を現場で擦り合わせ、議論して

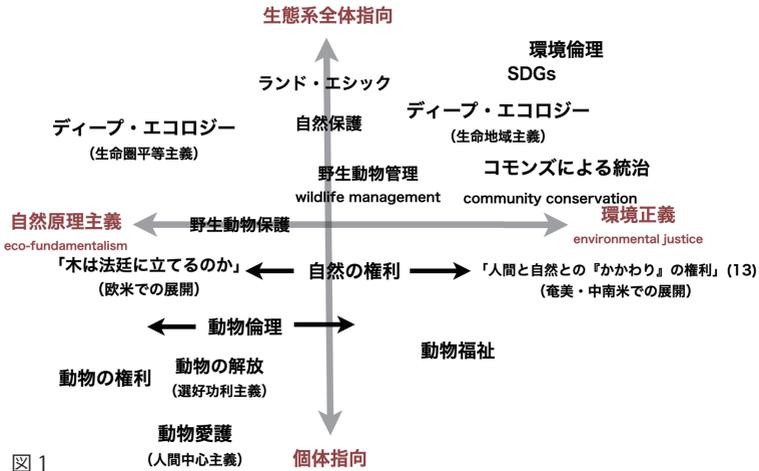


図 1

解決を図ることも必要ではないかと思われる。

5 アニマルウェルフェア（動物福祉）の考え方と野生動物に対する倫理

アニマルウェルフェアの考え方は、野生動物に対するものではないが、野生動物との関係性を考える際にそのことを概観してみることも重要である。

動物解放論や動物の権利論を主軸に、個体に対して配慮するという欧米の近代の哲学・倫理で動物倫理を考える限り、生きていくために食べるという理由であっても、殺生を正当化することは難しい。そのため、肉食を否定し、ベジタリアンやビーガンになるという選択肢を取る人たちも増えている。しかし、その考えを推し進めて人類全体が動物の殺生と肉食を否定することにはさまざまな問題がある。動物の利用に従事している人たちの人権と向き合うことが必要になることもある。また、生存だけでなく文化としての営みである狩猟などを否定することにもなり、文化の多様性の議論や環境的人種差別の問題にもかかってくる。つまり、動物への配慮を軸とした動物倫理は、人権や社会的公正の問題とも擦り合わせる必要が出てくる。

動物の利用を否定せずに、動物に配慮する考え方の一つがアニマルウェルフェア（動物福祉）である。動物解放論は、そもそも、商業的畜産の問題における種差別が始まりであった。そして動物実験や動物園など、人間の動物

の利用が動物の苦しみや痛みを伴うものであったり、動物が生をまっとうする際の「幸福」を侵害したりしているのではないかということの問題にしてきた。生物が生きるために他の生物を殺生して食べるということは生態系での厳粛な事実だとしても、殺生される過程の中で、不条理で正当化されない苦しみや痛みを受けていることを可能な限り軽減除去したり、また、その動物の「幸福」を侵害されないよう配慮し対応したりすることが求められてきた。

動物解放論の主導者であったピーター・シンガーは選好功利主義の考えを徹底することで、「幸福」ではなく、苦しみや痛みを可能な限り取り除くことを主張の主眼にした。それは動物の「幸福」について、特に動物の心について人間が理解できないことを前提としていた。しかし、動物行動学の進展や動物心理学の登場で、動物園における飼育動物が、常同運動など明らかに野生動物の行動から逸脱した行動をとることが知られるようになり、動物の心はわからないにしても、動物行動学や動物心理学を活用して、動物の行動から科学的に動物の「幸福」を捉えようという機運が高まっていた。

このことから、「動物の幸福」を「動物が精神的・肉体的に十分健康で、幸福であり、環境とも調和していること」と再定義し、happiness から welfare へと配慮する形を変えた「動物福祉」の考え方が出現し、畜産や動物園など、人間の管理下になる動物に対する配慮の考え方として定式化されてきたのである⁽¹⁰⁾。

動物福祉において、一般的に広く浸透しているのが、1979年に英国家畜福祉協会が規定した、「動物福祉における5つの自由と対策」である。それは、①空腹と渇きからの自由（良好な栄養）＝健康と活力を維持させるための新鮮な餌及び水の提供、②不快からの自由（良好な環境）＝避難場所や快適な休息場所も含む適切な環境の提供、③痛み・損傷・疾病からの自由（良好な健康）＝予防と迅速な診断及び措置、④恐怖と苦痛からの自由（正の精神的経験）＝精神的苦痛を避ける状況及び取り扱いの確保、⑤正常行動発現の自由（適切な行動）＝十分な空間、適切な資源及び同じ動物種の仲間が存在することという内容である⁽¹¹⁾。

この5つの自由と対策に見られるように、動物福祉の考え方は、人間の管理下にある動物に対して、野生の状態に限りなく近い形で飼育することが望

ましく、それがたとえ十分にできなくとも、それと同等の状態を作り出すような努力により、飼育環境を管理するというものである。例えば、動物園の飼育動物に関しては、施設の制約で野生の状態に近い形で飼育できないにしても、可能な限りさまざまな工夫を行うことで飼育環境を豊かにする「エンリッチメント」という考え方が用いられている。例えば、餌やりに関しては、動物が野生本来の採食行動を発現できるように餌の種類や回数を増やし、餌の与え方にさまざまな工夫をするような対応がなされ、また、動物の行動特性に配慮した空間づくりや遊具の設置や提供などの方策が取られている。

このことから、私たちは野生動物に対する倫理についてどう考えていくべきであろうか。

人間の管理下にある動物に対する動物福祉の考え方は、たとえ人間が動物を利用し、最終的に殺生するにしても、生きている間は、野生の状態に限りなく近い形で、生をまっとうするべきだというものである。それは、私たちが野生動物に向かい合うときでも、野生動物の行動特性を尊重しながら向き合うことが必要であることを意味している。

注意しなければならないのは、この5つの自由と対策は、動物行動学や動物心理学の立場から動物の welfare の状態を統合的に捉えているということである。野生の状態では、個別の項目で捉えれば、飢えは存在しているし、動物同士の関係の中で恐怖や苦痛を感じ、傷害を受けたり疾病にかかったりしているが、個別の項目に対する対応というよりも、welfare 全体のあり方として捉える必要がある。

それゆえ、人間の管理下にある場合には、飢えや傷害、疾病に対する配慮や対応は必要であるが、それは野生動物に対する対応とは異なるものである。

野生動物に対する餌付けをはじめとする過度な介入は、野生の状態から人間に依存する状態を作り出し、結果的に全体としての野生動物の「幸福」を侵害することになりかねない。

6 人間と野生動物の適切な距離が保てなくなった現代における倫理のあり方と動物愛護

そのことはまさに現在起こっている。都市や都市近郊の野生動物とのさまざまな問題は、人間と野生動物の適切な距離が取れなくなっていることに起

困している。「アーバン・ベア」と呼ばれるような、都市や都市近郊に恒常的に出現し、野生の生態系の食料ではなく、人間が出した食料廃棄物であったり、人間が深く関わって栽培している農作物や樹木の果実などの食料に依存して、野生の生態系での生活から離れてしまったクマが増えて、人間の領域で接触やトラブルを起こしたりしている。

このことは、地域生態系のあり方として、人間の領域と野生動物の領域との境界が曖昧になってきたことも要因としてある。今まで深く関わり管理してきた里山を人間の管理が行き届かなくなったために放棄してきたことや、耕作放棄地の増加も深く関係している。また、かつて、野生動物への餌付けがされたり、現在でも不適切な形でそのような行為をする人が存在したりしていることが、そのことに拍車をかけている。

日本においては、日本独特の「動物愛護」の考え方が根強く浸透していることも、野生動物の倫理を考える際に重要である。19世紀初頭から英国で動物愛護の考え方が支持され、その流れとして動物解放論のような考え方が生まれたという経緯があるが、重要なことは、英国での動物愛護の運動は、あくまで、動物の虐待に対する反対運動として展開してきたということである。また、キリスト教国では、あくまで人間と動物は切り離されて捉えられてきた。切り離されてきたからこそ、動物の虐待を否定し、人間中心主義を克服する形で、動物に対して配慮するという考え方が生まれたのだ。しかし、日本においては、古来から人間と動物を連続的に捉える考え方があり、それに起因して、人間が動物を一方的に一体化して捉えるような「動物愛護」の考え方が広まっている。この考え方は、西洋由来の動物愛護の考え方と根底的なところで違うが、なかなかそのことが自覚的に捉えられず、しばしば意図しない形で、結果として人間中心主義的な形の動物愛護になってしまうことも多い。この考え方は、動物に対する倫理を議論する際に混乱を引き起こす可能性があり、そのため、日本の動物倫理の議論において、このような日本独特の動物愛護の考え方を入れると混乱するとして、敢えて峻別して、議論の外に置くことも多い⁽¹²⁾。

このような、現在、日本で浸透している日本独特の動物愛護の考え方は、野生動物に対する対応のあり方においても、往々にして否定的な形で問題を起こしている。アーバン・ベアに代表されるような都市における野生動物に

関する深刻な問題が起こっている中で、その野生動物に対して、不適切な形で餌付けする人は後を絶たない。そしてそれが現在の野生動物問題の解決を難しくしている原因にもなっている。また、野生動物管理の現場だけでなく、外来種問題においても、科学的で社会的に適切な解決の大きな足枷になっている。

野生動物と人間の関係にかかわる問題が複雑で解決が難しい問題となってきた現在の現在、改めて、野生動物に対する倫理のあり方を整理して、その中で、問題の解決を探っていく必要がある。

[文献]

- (1) White Jr, Lynn, "The Historical Roots of Our Ecologic Crisis". *Science*, 155(3767), 1967, 1203-1207. White Jr, Lynn, *Machina ex Deo: Essays in the Dynamism of Western Culture*, 1969, The MIT Press, 邦訳 リン・ホワイト・ジュニア、青木靖三訳『機械と神：生態学的危機の歴史的根源』みすず書房、1972年。
- (2) Singer, Peter, "Animal Liberation". *The New York Review of Books*, 1973. Singer, Peter, *Animal Liberation*, 1975, HarperCollin, 邦訳ピーター・シンガー、戸田清 訳『動物の解放』（改訂版）人文書院、2011年。Regan, Tom, *Animal Rights, Human Wrongs: An Introduction to Moral Philosophy*, 2003, Rowman & Littlefield Publishers, 邦訳トム・レーガン、井上太一訳『動物の権利・人間の不正』緑風出版、2022年。
- (3) Callicott, J. Baird, *In Defense of the Land Ethic: Essays in Environmental Philosophy*, 1989, State University of New York Press.
- (4) Callicott, J. Baird, "Animal Liberation: A Triangular Affair". *Environmental Ethics*, Vol.2, 1980, 311-338, 部分邦訳、『環境思想の系譜』第三巻、東海大学出版会、1995年所収。
- (5) Regan, Tom, *The Case for Animal Rights*, 1983, University of California Press. 部分邦訳『動物の権利擁護論』『環境思想の系譜』第三巻、東海大学出版会、1995年所収。
- (6) 長崎浩『思想としての地球：地球環境論講義』太田出版、2001年。
- (7) Leopold, Aldo, *A Sand County Almanac: And Skctches, Here and There*, 1949, Oxford University Press, 邦訳アルド・レオポルド、新島義昭訳『野生のうたが聞こえる』森林書房、1986年。
- (8) 鬼頭秀一・福永真弓（編）『環境倫理学』東京大学出版会、2009年。
- (9) 目黒紀夫『さまよえる「共存」とマサイーケニアの野生動物保全の現場から』新泉社、2014年。
- (10) 佐藤衆介『アニマルウェルフェア：動物の幸せについての科学と倫理』東京大学出版会、2005年。佐藤衆介『アニマルウェルフェアを学ぶ：動物行動学の視座から』東京大学出版会、2024年。
- (11) 新村毅（編）『動物福祉学』昭和堂、2022年。
- (12) 伊勢田哲治『動物福祉の論理と動物飼養の倫理』野林厚志（編）『肉食行為の研究』443-480、平凡社、2018年。
- (13) 鬼頭秀一「アマミノクロウサギの「権利」という逆説」鬼頭秀一『環境の豊かさをもとめて一理念と運動』昭和堂、1999年。中空萌「ガンジス川が法人になるとき——「自然の権利」と諸世界の翻訳としての法」『Web ゲンロン』2024年6月24日。（https://webgenron.com/articles/article20240624_01）